

# 特定非営利活動法人 リハケアリングネットワーク 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リハケアリングネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県廿日市市原862番地3に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、リハビリテーションの概念のもと、高齢者や障害児、障害者などのハンディキャップを抱える当事者に対し、実際の医療・福祉サービスの提供と地域支援ネットワークの形成を図り、またそれらに関わる保健・医療・福祉に従事する支援者に対して、人材育成に関する事業を行うことにより、当事者と支援者、またそれらを取り巻く地域と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 介護保険法に基づく訪問看護事業
  - ② 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業
  - ③ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
  - ④ 介護保険法に基づく看護小規模多機能型居宅介護事業
  - ⑤ 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業
  - ⑥ 介護保険法に基づく第一号通所事業
  - ⑦ 人材育成事業
  - ⑧ 相談支援事業
  - ⑨ 飲食事業
  - ⑩ 学術研究事業
  - ⑪ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

(2) 贊助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、諸規定又は総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上 8名以内
- (2) 監 事 2名以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事は互選により理事長代理を選任し、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長またはその会議において選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議がであったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもの(ほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の職務及び報酬
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### (議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更 解散及び合併

### (定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

### (合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 総則

### （細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	香川 寛
理事	吉岡 孝二
同	日當 泰彦
監事	井上 剛

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

# 7年度事業計画書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

## 特定非営利活動法人リハケアリングネットワーク

### 1 事業の方針

訪問看護事業や看護小規模多機能型居宅介護事業などを通した在宅支援はこれまで通り実施しながら、現場での利用者の健康面での結果を数値化・整理し、論文として発表することで、介護医療現場全体の利益に寄与することを目的に学術研究事業を行う。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(単位:円)
介護保険法に基づく訪問看護事業	要介護者に対し自宅に訪問し、看護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランにより指定された日時	利用者宅	17人	6,700人	32,000,000
介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業	要支援者に対し自宅に訪問し、看護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランにより指定された日時	利用者宅	17人	4,500人	23,000,000
介護保険法に基づく看護小規模多機能型居宅介護事業	在宅での生活を支援するため、契約を交わした地域に住む要介護者に対し、訪問看護、訪問介護、通い、泊まりの複合型のサービスを提供する。	ケアプランにより指定された日時	・利用者宅 ・看護小規模多機能型居宅介護施設	48人	15,000人	135,000,000
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	在宅での生活を維持するために、高齢者への介護計画書の作成と生活上の相談を行う。	必要に応じ適宜		2人	1,200人	16,000,000

介護保険法に基づく通所介護事業	要介護者に対し通所施設にて介護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランに指定された日時	通所介護施設	9人	3,000人	11,000,000
介護保険法に基づく介護予防通所介護事業	要支援者に対し通所介護施設にて介護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランに指定された日時	通所介護施設	9人	12,000人	30,900,000
人材育成事業	医療・福祉・介護従事者に対し、現場における対象者のニ次障害を予防・改善するためのケア技術の実技研修を行う。			1人	0人	0
人材育成事業に関わる事業	実技研修の振り返り、または練習のためにDVDの販売を行う。	適宜	オンラインでの販売	1人	24人	61,000
相談支援事業	法人施設における人材育成研修の企画や実施、また現場の相談支援を行。	法人との契約による日時	・重心原 ・特養リアライズ高揚 ・老健ひうな荘 等	1人	1,500人	426,000
飲食事業	通所介護事業併設にて余暇・楽しみを兼ねたカフェを運営する。	日中適宜	通所介護施設内	3人	4,000人	5,600,000
学術研究事業	論文作成や研究データの構築	適宜		1人	0人	0
その他、本法人の目的を達成するため必要な事業	現在未実施				0人	0

(2) その他の事業

事 業 名	事 業 内 容	実 施 日 時	実 施 場 所	従事者 の人数	事 業 費 の 金 額 (単位: 円)
				0人	0

※その他の事業は非実施

# 8年度事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

## 特定非営利活動法人リハケアリングネットワーク

### 1 事業の方針

在宅支援事業は変わらず支援の質を担保しながら、利用者数などキャパシティを考えながら進めていく。同時に新たに設立した学術研究事業として、まずはスタッフでチームを構成し、情報収集のための研修や学会への参加を行い、学術的なものを構築するための準備に投資をしていく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(単位:円)
介護保険法に基づく訪問看護事業	要介護者に対し自宅に訪問し、看護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランにより指定された日時	利用者宅	17人	6,800人	38,000,000
介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業	要支援者に対し自宅に訪問し、看護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランにより指定された日時	利用者宅	17人	4,600人	28,000,000
介護保険法に基づく看護小規模多機能型居宅介護事業	在宅での生活を支援するため、契約を交わした地域に住む要介護者に対し、訪問看護、訪問介護、通い、泊まりの複合型のサービスを提供する。	ケアプランにより指定された日時	・利用者宅 ・看護小規模多機能型居宅介護施設	48人	16,000人	136,000,000
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	在宅での生活を維持するために、高齢者への介護計画書の作成と生活上の相談を行う。	必要に応じ適宜		2人	1,200人	16,100,000

介護保険法に基づく通所介護事業	要介護者に対し通所施設にて介護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランに指定された日時	通所介護施設	9人	3,500人	11,000,000
介護保険法に基づく介護予防通所介護事業	要支援者に対し通所介護施設にて介護およびリハビリテーションを提供する。	ケアプランに指定された日時	通所介護施設	9人	13,000人	30,600,000
人材育成事業	医療・福祉・介護従事者に対し、現場における対象者のニ次障害を予防・改善するためのケア技術の実技研修を行う。			1人	0人	0
人材育成事業に関わる事業	実技研修の振り返り、または練習のためにDVDの販売を行う。	適宜	オンラインでの販売	1人	24人	61,000
相談支援事業	法人施設における人材育成研修の企画や実施、また現場の相談支援を行。	法人との契約による日時	・重心原 ・特養リアライズ高揚 ・老健ひうな荘 等	1人	1,500人	446,000
飲食事業	通所介護事業併設にて余暇・楽しみを兼ねたカフェを運営する。	日中適宜	通所介護施設内	3人	4,000人	5,600,000
学術研究事業	論文作成や研究データの構築	適宜	学会や研修会への参加	5人	0人	300,000
その他、本法人の目的を達成するため必要な事業	現在未実施				0人	0

## (2) その他の事業

事 業 名	事 業 内 容	実 施 日 時	実 施 場 所	従事者 の人数	事 業 費 の 金 額 (単位: 円)
				0人	0

※その他の事業は非実施

## 令和7年度活動予算書

令和7年 4月 1日 から令和8年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 リハケアリングネットワーク  
(単位:円)

科 目	金 額
I 経常収益	
1. 事業収益	
事業売上	300,000,000
コンサルティング事業売上	1,200,000
2. その他収益	
受取利息	
経常収益計	301,200,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	150,000,000
賞与	19,000,000
法定福利費	26,000,000
通勤費	2,900,000
福利厚生費	380,000
人件費計	198,280,000
(2) その他経費	
売上原価	5,100,000
業務委託費	700,000
備品費	2,000,000
会議費	
旅費交通費	460,000
車両費	2,700,000
通信運搬費	2,000,000
消耗品費	4,300,000
接待交際費	50,000
修繕費	200,000
水道光熱費	5,500,000
地代家賃	15,750,000
賃借料	500,000
減価償却費	11,800,000
保険料	1,400,000
諸会費	35,000
租税公課	162,000
研修費	100,000
支払手数料	950,000
雑費	2,000,000
その他経費計	55,707,000
事業費計	253,987,000
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	7,200,000
法定福利費	1,170,000
福利厚生費	430,000
人件費計	8,800,000
(2) その他経費	
備品費	260,000
旅費交通費	3,000,000
車両費	960,000
通信運搬費	20,000
消耗品費	850,000
接待交際費	480,000
減価償却費	600,000
保険料	1,960,000
諸会費	35,000
租税公課	300,000
支払手数料	3,000,000
支払利息	4,400,000
雑費	660,000

その他経費計	16,525,000		
管理費計		25,325,000	
経常費用計			279,312,000
当期経常増減額			21,888,000
III 経常外収益			
1. その他経常外収益			
雑収入	2,600,000	2,600,000	
経常外収益計			2,600,000
IV 経常外費用			
1. その他経常外費用			
雑損失			24,488,000
経常外費用計			7,350,000
税引前当期正味財産増減額			17,138,000
法人税、住民税及び事業税			15,426,788
当期正味財産増減額			32,564,788
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

## 令和8年度活動予算書

令和 8年 4月 1日 から令和 9年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人 リハケアリングネットワーク  
(単位:円)

科 目	金 額
I 経常収益	
1. 事業収益	
事業売上	320,000,000
コンサルティング事業売上	
2. その他収益	
受取利息	
経常収益計	320,000,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	160,000,000
賞与	20,000,000
法定福利費	27,000,000
通勤費	3,000,000
福利厚生費	400,000
人件費計	210,400,000
(2) その他経費	
売上原価	5,100,000
業務委託費	700,000
備品費	2,000,000
会議費	
旅費交通費	460,000
車両費	2,700,000
通信運搬費	2,000,000
消耗品費	4,300,000
接待交際費	50,000
修繕費	200,000
水道光熱費	5,500,000
地代家賃	15,750,000
賃借料	500,000
減価償却費	11,800,000
保険料	1,400,000
諸会費	35,000
租税公課	162,000
研修費	100,000
支払手数料	950,000
雑費	2,000,000
その他経費計	55,707,000
事業費計	266,107,000
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	7,200,000
法定福利費	1,170,000
福利厚生費	430,000
人件費計	8,800,000
(2) その他経費	
備品費	260,000
旅費交通費	3,000,000
車両費	960,000
通信運搬費	20,000
消耗品費	850,000
接待交際費	480,000
減価償却費	600,000
保険料	1,960,000
諸会費	35,000
租税公課	300,000
支払手数料	3,000,000
支払利息	4,400,000
雑費	660,000

その他経費計	16,525,000		
管理費計		25,325,000	
経常費用計			291,432,000
当期経常増減額			28,568,000
III 経常外収益			
1. その他経常外収益			
雑収入	2,600,000	2,600,000	
経常外収益計			2,600,000
IV 経常外費用			
1. その他経常外費用			
雑損失			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			31,168,000
法人税、住民税及び事業税			9,350,400
当期正味財産増減額			21,817,600
前期繰越正味財産額			32,564,788
次期繰越正味財産額			54,382,388